

国際拠点港湾広島港  
港湾運営会社申請要項

平成28年6月

国際拠点港湾広島港  
港湾管理者 広島県

# 目 次

<b>第1章 申請の目的</b>	1
1 広島港におけるコンテナ物流の概観	1
2 港湾運営会社制度導入の背景	2
3 港湾運営会社申請の目的	2
<b>第2章 申請に当たっての基本的事項</b>	3
1 港湾運営会社制度の概要等	3
(1) 制度名称	3
(2) 指定権者	3
(3) 制度の内容	3
2 港湾運営会社が運営する埠頭群	3
(1) 出島ふ頭	3
(2) 海田ふ頭	3
3 港湾運営会社の指定に関する基本方針	3
4 港湾運営会社として実施する効率的な運営を行うための提案	5
(1) 物流基盤の整備	5
(2) 港湾施設の更新, 大規模修繕に関する取組	5
(3) 施設利用に係る利便性の向上	5
(4) ポートセールスに関する取組	5
5 取扱コンテナ数の目標, 運営期間及び諸条件等	5
(1) 取扱コンテナ数の目標	5
(2) 運営期間	5
(3) 貸付料等	5
(4) 業務の制限	6
(5) 埠頭群における規制等	6
<b>第3章 申請書類の提出及び審査に関する事項</b>	7
1 申請書類の内容	7
2 申請者の資格要件	7
3 申請後の日程	8
4 申請要項に関する質問の受付	8
(1) 質問の受付期間	8
(2) 受付時間	8
(3) 受付場所	8
(4) 提出方法	8
(5) 回答方法	8
5 申請書類の提出及び受付手続き	8
(1) 提出すべき申請書類	8
(2) 申請書類受付期間	9
(3) 受付時間	9
(4) 受付場所	9
(5) 提出方法	9
(6) 申請書類の提出に関する留意事項	9
(7) 使用言語及び単位	10
(8) その他	10
6 申請により県が入手した情報に関する取扱い	10

<b>第4章 港湾運営会社として指定する候補者の審査に関する事項</b>	<b>11</b>
1 審査部会の設置	11
2 審査の基本的な考え方	11
3 審査基準等	11
4 港湾運営会社候補者の審査	11
5 審査部会による審査結果	11
<b>第5章 港湾運営会社の指定に関する事項</b>	<b>12</b>
1 申請内容の縦覧について	12
(1) 申請書の縦覧	12
(2) 意見書の提出	12
(3) 意見書の取扱い	12
2 港湾運営会社への指定	12
<b>第6章 契約に関する事項</b>	<b>13</b>
1 契約の手続き	13
2 貸付契約締結後の事業の遂行	13
<b>第7章 埠頭群の運営に関する事項</b>	<b>14</b>
1 港湾運営会社による埠頭群の運営	14
2 港湾運営会社による施設等の整備に関する事項	14
(1) 整備費用の取扱い	14
(2) 港湾運営会社が整備した施設の取扱い	14
3 埠頭群の管理・運営に関する事項	14
(1) 利用者の取扱い	14
(2) 責任の分担	14
(3) 維持管理・運営の負担区分	14
(4) 運営期間の満了に伴う取扱い	14
(5) 運営状況の報告義務	15
(6) 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に関する事項	15
(7) 指定保税地域に関する事項	15
4 災害発生時等の取扱い	15
(1) 自然災害、テロ等における復旧工事	15
(2) 自然災害、テロ等における減収	15
(3) 災害発生時の対応	15
5 港湾労働者の良好な労働環境の整備	15
6 暴力団の排除等	15
7 埠頭群の運営に係る解釈について疑義が生じた場合の措置	15
(1) 係争事由に係る基本的な考え	15
(2) 管轄裁判所の指定	15
8 事業の実施が困難になった場合における措置に関する事項	15
(1) 港湾運営会社の責めに帰すべき事由による場合	16
(2) 県の責めに帰すべき事由による場合	16
(3) いずれの責めにも帰さない事由による場合	16
9 港湾運営会社に対する支援に関する事項	16
(1) 施設の管理・運営に関する措置	16
(2) 施設の整備に関する措置	16
(3) その他の支援措置	16
<b>第8章 貸付料及び料金に関する事項</b>	<b>17</b>
1 埠頭群の貸付料の予定価格	17
2 港湾管理者以外の者の料金（港湾運営会社が設定する料金）	17

# 第1章 申請の目的

## 1 広島港におけるコンテナ物流の概観

国際拠点港湾広島港（以下「広島港」という。）では、物流・交流拠点を担う国際港湾として、グローバルゲートウェイ機能の強化を図るため、昭和61年度に海田地区の海田コンテナターミナル（以下「海田CT」という。）、平成14年度に出島地区の広島港国際コンテナターミナル（以下「出島CT」という。）を供用開始するなど、必要な港湾施設の整備を推進してきました。

また、今後の更なる取扱貨物の増加に対応するため、出島CTでは、平成22年度末に3基目のガントリークレーンを供用開始するなど、各種機能施設を充実させ、国際物流機能の強化に取り組んでいるところです。

さらに、平成30年度には、海田CTにおいて3基目のガントリークレーンを供用開始する予定です。

取扱貨物量としては、海田CTにおいて、年間10万TEU強のコンテナを取扱うとともに、平成14年度末の出島CT供用開始以降、順調に貨物取扱量を伸ばし、平成15年から、広島港全体で20万TEU前後の貨物取扱量で推移しています。リーマンショックの影響により、一時的に貨物量が低下したものの、現在ではリーマンショック以前と比較して貨物量は増加しており、今後さらに増加することが期待されます。

### 【広島港におけるコンテナ貨物取扱量の状況】

（単位：TEU）

		平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
合 計		144,058	197,962	213,933	193,209	199,364	207,892	209,471
内 訳	輸 出	58,177	79,364	83,971	75,448	77,821	81,668	84,524
	輸 入	51,107	78,470	81,713	73,317	79,176	84,555	82,753
	フィーダー	34,774	40,128	48,249	44,444	42,367	41,669	42,194
地 区 別	出 島	—	31,197	52,529	54,991	91,095	111,003	119,763
	海 田	122,243	156,057	156,710	135,116	106,789	95,817	88,840
	宇 品	20,278	5,058	—	—	—	—	—
	その他	1,537	5,650	4,694	3,102	1,480	1,072	868

		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
合 計		162,974	209,993	195,314	180,416	204,877	225,112	221,509
内 訳	輸 出	66,081	86,743	80,085	72,448	77,472	84,421	74,088
	輸 入	65,692	85,964	76,735	69,774	73,705	75,923	72,121
	フィーダー	31,201	37,286	38,494	38,194	53,700	64,768	75,300
地 区 別	出 島	78,118	107,938	97,532	99,001	111,413	109,363	111,053
	海 田	84,086	100,475	95,978	79,337	90,798	113,381	107,581
	宇 品	—	—	—	—	—	—	—
	その他	770	1,580	1,804	2,078	2,666	2,368	2,875

（出典：平成26年港湾統計、平成27年は速報値）

※ TEU (twenty-foot equivalent unit, 20フィートコンテナ換算)

コンテナ貨物の容量のおおよそを表す単位。サイズが標準化された金属製の箱である ISO コンテナのうち、20フィートコンテナの1個分を1TEUと表現している。

## 2 港湾運営会社制度導入の背景

港湾施設の運営において、広島県では、効率的な運営体制を構築し、港湾サービスの向上を図るため、平成13年度から港湾施設管理業務を民間に委託し、一元的に管理してきました。平成18年度からは指定管理者制度を導入するなど、さらに効率的な港湾管理に取り組むとともに、出島CTにおける係船料、荷捌地、上屋並びに荷役機械の使用料については、通常料金と比較して低廉な特別料金を適用するなど、その利用促進を図ってきたところです。

今後、広島港の定期コンテナ航路を維持・拡充していくとともに、取扱貨物量をさらに増加させるためには、荷主等のニーズに対応した港湾サービスを競争力のある港湾コストで提供する必要があります。そのためには、民の視点を導入し、機動的・弾力的な港湾運営を行うことが有効であります。

平成23年3月の港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）の改正に伴い、国際拠点港湾の埠頭群については、法第43条の11第6項の規定により、港湾運営会社による運営が可能となりました。

このため、本県では、特に効率的な運営による物流コストの低減効果が期待されるコンテナ貨物を取扱う埠頭について、港湾運営会社制度を活用することとし、広島港港湾計画（平成23年12月〔一部変更〕）において、「港湾の効率的な運営に関する事項」を計画し、出島地区及び海田地区を「効率的な運営を特に促進する区域（港湾運営会社）」に定めたところです。

## 3 港湾運営会社申請の目的

港湾運営会社が当該埠頭群を運営することにより、「効率的な運営」、「港湾サービスの充実」といった取組が促進され、広島港の「物流機能の強化」、「県内の企業立地環境の向上」、さらには本県の「雇用と所得の維持・創出」等に寄与することを目的としています。

広島県では、この国際拠点港湾広島港港湾運営会社申請要項（以下「申請要項」という。）に基づき、港湾運営会社の指定を受けようとする事業者からの申請を受け付けます。

## 第2章 申請に当たっての基本的事項

### 1 港湾運営会社制度の概要等

#### (1) 制度名称

港湾運営会社制度

#### (2) 指定権者

広島港港湾管理者 広島県 代表者 広島県知事 湯崎 英彦

#### (3) 制度の内容

本制度は、法第43条の11の規定に基づき、効率的な埠頭群の運営、港湾サービスの充実、行政コストの低減化等を目的として、広島港の埠頭群を構成する港湾施設の長期的な貸付を行い、その運営を行っていただくものです。

なお、当該制度を導入した場合については、広島県港湾施設管理条例（昭和28年条例第36号。以下「条例」という。）第3条の3において、次の規定の適用は除外されます。

- ・第3条（使用等の許可）
- ・第3条の2（目的外使用）
- ・第5条（使用料又は利用料金の納付）
- ・第6条

### 2 港湾運営会社が運営する埠頭群

広島港港湾計画において、「港湾の効率的な運営に関する事項」を計画し、「効率的な運営を特に促進する区域（港湾運営会社）」を定めており、この計画に適合させる必要があります。（法第43条の11第6項第1号）

港湾運営会社制度の対象となる埠頭群は、次のとおりです。

なお、施設の詳細については、申請要項の管理業務説明資料において示します。

#### 【貸付対象埠頭】

#### (1) 出島ふ頭

水深14m 岸壁1バース 延長330m（コンテナ船用） [既設]

水深7.5m 岸壁1バース 延長150m [既設]

埠頭用地 26ha（うち15ha既設）

#### (2) 海田ふ頭

水深7.5m 岸壁5バース 延長650m [既設]

埠頭用地 7ha [既設]

### 3 港湾運営会社の指定に関する基本方針

港湾運営会社の指定を行う際には、法、関係政省令、申請要項に基づき申請された運営計画が次の基本方針に適合し、適当と認められるか審査を行います。

#### 港湾運営会社の指定に係る基本方針

広島港港湾管理者である広島県（以下「港湾管理者」という。）が行う港湾運営会社の指定にあたっては、以下の事項について確認することとする（運営計画の変更認可並びに港湾運営会社の合併及び分割の認可にあたっては同様に確認することとする）。

#### 1 埠頭群の運営の効率化に資する取組

(1) 関係者の理解を得つつ、バースウインドウ調整、荷役機械等の相互融通、荷役作業の協力体制の構築等に係る環境整備を行い、効率的なターミナルの一体運営を促進するものであること。

(2) 手続きのIT化等により、サービス向上・コスト低減を図るとともに、荷主ニーズを踏まえた利用時間の拡大等を図る取組を行おうとするものであること。

- (3) 貨物の集貨を推進するため、国際戦略港湾や他の港湾との国際フィーダー網の構築、中国・東南アジアとの輸出入貨物の集貨体制等の抜本的強化に港湾管理者や地元経済界と連携して取り組むものであること。
  - (4) 港湾運営の効率化を進める観点から、荷役機械等の港湾運営会社が行う上物整備に関する投資計画が適切であること。  
また、港湾管理者（広島県による直営、又は指定管理者）が運営するよりも効率的であり、港湾管理者の負担軽減に寄与し、施設の維持管理方針が適当と認められるものであること。
  - (5) 港湾運営会社としてコンテナ貨物取扱量等の明確な目標を設定するとともに、港湾運営の効率性の向上に係る指標（サービスの提供時間や内容等）を定め、それらの着実なフォローアップを行うこと。また、港湾運営会社の経営状況のみならず広く県民に対し港湾の運営の状況に関する情報開示を推進すること。
  - (6) 港湾運営会社の業務執行を適切に監督するため、社外取締役の選任や経営諮問委員会の設置等を行うとともに、PDCAプロセスにより業務改善に努める体制が構築されていること。
  - (7) 物流事業者等港湾利用者との協議等を通じて新たな物流ニーズ等を把握する体制及び物流効率化のための迅速な対応を行うことができる体制を整えること。
- 2 港湾運営会社の経営・組織体制等
- (1) 経営・組織体制
    - ア 港湾運営に民の視点を導入し効率的な運営を実現するため、港湾運営会社の経営者は民間企業経営者として十分な知識及び経験を有すること。
    - イ 港湾運営の効率化に関する企画立案及び実施を担う組織が整備され、港湾施設の運営・維持管理及び物流ニーズに対応するための専門的な知見を有するスタッフ等を確保していること。
  - (2) 民間からの出資
    - ア 民の視点によるガバナンスの一層の確立を図るため、港湾運営会社に対し、民間からの出資がなされていること。  
また、港湾運営会社は一港一社の指定であり、申請を行おうとする港湾運営会社に対する出資の受入及び株式売却に関する方針が示されていること。  
なお、港湾運営会社の民間出資比率は30%以上が望ましく、地方公共団体を除き、出資者の単独での議決権の保有比率の上限は20%とし、出資者（出資者が法人の場合はその役職員を含む）が港湾運営会社の役員等に就任する場合は、当該出資者単独での議決権の保有比率の上限は15%以内となること。
    - イ 港湾運営会社の出資者は、港湾運営会社が公共施設である港湾を一元的に運営する者として公的な役割を担う主体であり、広島港の発展を通じて広島県の経済産業の発展、県民生活の向上を目指す主体であるとの認識を共有しこれを尊重する者であること。
- 3 その他
- (1) 大規模地震発生時等災害時において、重要な社会基盤としての港湾の運営主体であることを十分自覚し、国、地方公共団体と連携のもと、社会に貢献するという観点でその対応を担うものであること。
  - (2) 港湾運営会社の設立によって、港湾の秩序の確立に混乱を生じさせることがないように努めるとともに、港湾労働者の良好な労働環境の整備が図られるよう努めるものであること。
  - (3) 暴力団等の排除に関し関係法令（地方公共団体が制定する条例等を含む）及び関連行政指針に沿った適正な取組がなされるものであること。

#### 4 港湾運営会社として実施する効率的な運営を行うための提案

埠頭群の効率的な運営を行うための具体的な提案を行ってください。

(港湾法施行規則(昭和26年運輸省令第98号。)第11条の9第5項)

なお、概ね次の取組を想定しています。

##### (1) 物流基盤の整備

出島地区では、ガントリークレーン等大型の荷役機械を補完する荷役機械の整備等を期待します。

##### (2) 港湾施設の更新、大規模修繕に関する取組

貸付を行う施設のうち、海田CTの荷役機械(ガントリークレーン)については、供用開始後20年以上経過し、電気系部品の大規模修繕又は更新が必要となっています。

また、平成30年度からは3基目のガントリークレーンを供用開始予定です。

基本的には、既存の荷役機械(ガントリークレーン)の大規模修繕や更新は県が実施しますが、自立的な整備等、積極的な提案を期待します。

##### (3) 施設利用に係る利便性の向上

現在は、指定管理者を経由して港湾施設(ヤード、岸壁、荷役機械等)の使用を許可していますが、使用に関する手続きは、港湾運営会社が定めることとなります。

また、県が指定管理者と行っている、バース調整、コンテナヤード内の調整事務も、港湾運営会社が合理的かつ速やかな調整を実施する必要があります。

##### (4) ポートセールスに関する取組

現在、県が中心となって、港の利用促進や新規寄港に向けたポートセールス活動を実施していますが、今後、県と港湾運営会社で役割分担を行い、県のトップセールスと連携しつつ港湾運営会社が自立的にポートセールス活動を実施することとします。

#### 5 取扱コンテナ数の目標、運営期間及び諸条件等

##### (1) 取扱コンテナ数の目標

広島県では、広島港の取扱コンテナ数について、平成31年度において、25万TEU/年を目標としています。

取扱コンテナ数の目標は、平成29年度から平成31年度までの間について、設定してください。

平成32年度以降の目標については、平成30年度までの実績、平成31年度の実績見込み等を勘案し、設定することとします。

なお、世界的不況など社会経済情勢の大幅な変化、大規模災害の発生、現行の大口利用者の施策転換などがあつた場合、目標を変更することができます。

##### (2) 運営期間

運営期間については、運営の開始より、10年間(平成39年3月31日まで)とし、港湾施設の貸付契約期間も同様とします。

##### (3) 貸付料等

###### ア 貸付料

港湾施設の貸付に伴う貸付料は、「第8章 貸付料及び料金に関する事項」で定める金額を基本とし、申請書の貸付料提示額に基づいて、港湾施設貸付契約書において取り決めます。

なお、世界的不況など社会経済情勢の大幅な変化、大規模災害の発生、現行の大口利用者の施策転換など、港湾運営会社の責任を超える状況変化に伴う大幅な貨物量の減少があつた場合は、貸付料を見直す場合があります。

###### イ その他負担すべき費用

(ア) 港湾施設の運営に必要な電気、水道料金については、使用実績に基づいて、県から請求しますので、納付書により支払ってください。



(イ) 港湾施設の維持管理に伴い生じる、保守管理、維持修繕費用等の経費については、港湾運営会社の負担となります。

(ウ) 埠頭保安設備（SOLAS）に係る電気代等については、県において負担します。

#### (4) 業務の制限

当該埠頭は、港湾運営会社にコンテナターミナルとしての行政財産を貸し付けるものであり、コンテナ貨物の取扱いに支障となる業務はできません。

ただし、荷役作業の支障とならない範囲で、一時的に他の用途で使用することを妨げるものではありません。

#### (5) 埠頭群における規制等

ア 当該埠頭は、広島県が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例（昭和60年条例第2号）の対象となりますので、構築物を建設しようとする場合には、法第43条の12で規定する運営計画に記載してください。

イ 指定後に当該埠頭の運営に必要なため、運営計画に記載のない構築物を建設する場合には、法第43条の13で規定する運営計画の変更を行う必要があります。

ウ 港湾施設については、条例第9条において禁止行為を設定しています。禁止行為に抵触する行為を行おうとする場合や行う必要が生じた場合には、あらかじめ県に協議してください。

エ 貸付の対象としている埠頭群については、現在、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、指定管理者に管理（業務委託による、国有施設の料金の徴収委託等の実施を含む。）を行わせていますが、運営開始にあわせ、指定管理者への管理対象施設から除外します。

## 第3章 申請書類の提出及び審査に関する事項

### 1 申請書類の内容

申請書類として提出を求める書類は港湾運営会社資格審査申請書、港湾運営会社指定申請書及び添付書類とします。

申請書類については、広島港港湾計画に適合した用途「効率的な運営を特に促進する区域(港湾運営会社)」であるとともに、埠頭群の運営の事業に関する適正かつ確実な計画を有すること、さらに埠頭群を運営することについて十分な経理的基盤を有することなどを明らかにするために参考となるべき事項等を記載してください。

### 2 申請者の資格要件

港湾運営会社として指定した際に、県と締結する港湾施設貸付契約書に基づき、港湾施設の管理運営を善良なる管理者としての注意義務をもって履行できる株式会社とします。

ただし、次の欠格要件に該当する場合は、申し込みの資格がありませんので、審査において該当していることが判明した場合は、失格とします。

また、港湾運営会社の指定後、欠格要件に該当した場合についても、指定の取り消しを行う場合があります。

#### 【欠格要件】

- ① 取締役及び監査役(委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役。)のうちに、成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者があること
- ② 取締役及び監査役(委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役。)のうちに、禁固以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない者があること
- ③ 申請者の株主に法第43条の21の規定で定める議決権の保有制限に該当する者がある場合
- ④ 申請者が広島県税を滞納している場合
- ⑤ 申請者が消費税及び地方消費税の未納の税額がある場合
- ⑥ 申請者又はその役員が次のアからカのいずれかに該当する場合
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)がいる場合
  - イ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団員を利用している者がいる場合
  - ウ 暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者がいる場合
  - エ 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者がいる場合
  - オ 暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者がいる場合
  - カ 暴力団員等がその事業活動を支配する者がいる場合

なお、申請者は会社法(平成17年法律第86号)でいう株式会社であることが要件であり、株式会社を構成員とする共同企業体での申請は認められません。

また、個人、任意団体、一般社団法人、特定非営利活動法人等の株式会社以外の法人等については、申請資格がありません。

### 3 申請後の日程

申請から港湾運営会社の指定及び貸付契約締結までのスケジュールは下記のとおりです。

日程（予定）	内容
平成 28 年 6 月 13 日	申請要項の提示
平成 28 年 6 月 20 日～6 月 24 日	申請要項に関する質問受付
平成 28 年 7 月 1 日予定	質問に対する回答
平成 28 年 7 月 4 日～7 月 15 日	資格審査申請書の提出
平成 28 年 7 月末予定	資格審査結果の通知
平成 28 年 8 月 1 日～8 月 19 日	指定申請書の提出
平成 28 年 9 月	指定申請書の公告縦覧，意見書の提出期間
平成 28 年 9 月下旬	審査部会（運営会社候補者の審査・決定）
平成 28 年 10 月下旬	国土交通大臣への港湾運営会社指定同意申請
平成 28 年 12 月下旬	港湾運営会社の指定・公告
平成 28 年 12 月下旬	港湾施設貸付契約の締結
平成 29 年 4 月 1 日	港湾運営会社の業務開始

### 4 申請要項に関する質問の受付

#### (1) 質問の受付期間

平成 28 年 6 月 20 日（月）から平成 28 年 6 月 24 日（金）

#### (2) 受付時間

午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで（午後 0 時 00 分から午後 1 時 00 分を除く）

#### (3) 受付場所

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号  
 広島県土木建築局港湾振興課（港営グループ）  
 電話 082-513-4019  
 F A X 082-223-2463  
 e-mail [dokouwan@pref.hiroshima.lg.jp](mailto:dokouwan@pref.hiroshima.lg.jp)

#### (4) 提出方法

受付場所に持参又は郵送するか，F A X 又は e-mail により提出してください。  
 なお，F A X 又は e-mail で提出された場合は，受信を確認する必要があるため，電話により連絡してください。但し，電話による質問は受け付けません。

#### (5) 回答方法

受け付けた申請要項に関する質問に対する回答は，平成 28 年 7 月 1 日（金）を目処に，書面により回答を行います。  
 本事業との関連性が認められない場合の質問については，原則として回答いたしません。

### 5 申請書類の提出及び受付手続き

#### (1) 提出すべき申請書類

以下の【提出書類一覧】を，別添「国際拠点港湾広島港港湾運営会社指定申請書作成の手引き」を参考に作成の上，正本 1 部 副本 8 部（正本の複写で可）を提出すること。

#### 【提出書類一覧】

提出書類の名称	
I	港湾運営会社資格審査申請書
1	添付書類
(1)	欠格事項に該当しないことを確認するための書類
・	法人登記（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）
・	役員全員の誓約書
・	役員全員の身分証明書
・	役員全員の（成年被後見人，被保佐人として）登記されていないことの証明書
・	納税証明書（広島県税，消費税及び地方消費税）

・ 暴力団排除条項に該当しないことを誓約する書面
II 港湾運営会社指定申請書
1 商号及び本店の所在地
2 埠頭群の運営の事業に関する計画（運営計画）
(1) 埠頭群において施設又は役務を提供する時間
(2) 建設又は改良を行う特定荷さばき施設等
(3) 埠頭群の運営の体制に関する事項
(4) その他
○ 運営計画に係る別図
3 添付書類
(1) 事業収支見積書
(2) 資金収支見積書
(3) 取扱貨物量の目標を記載した書類
(4) 埠頭群の運営の効率性の向上の程度を示す指標を記載した書類
(5) 申請者に関する書類
・ 株式会社の定款（変更に関する書面を含む）
・ 法人登記（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）
※資格審査申請書添付書類の写しで可
・ 役員全員の履歴書（監査法人等の場合は会社沿革）
・ 株主名簿
・ 財務諸表（財産目録，貸借対照表，損益計算書）
(6) 埠頭群の運営の事業以外の事業の種類及び概要を記載した書類
(7) その他参考となるべき事項を記載した書類
「広島港港湾管理者が行う港湾運営会社の指定に係る基本方針」に関する説明資料
(8) 港湾管理者以外の者の料金に関する事項（申請者の料金）
(9) 貸付料の提案書

(2) 申請書類受付期間

I 港湾運営会社資格審査申請

平成28年7月4日（月）から平成28年7月15日（金）

※ 資格審査の結果については、平成28年7月末に、申請者へ通知予定です。

II 港湾運営会社指定審査申請

平成28年8月1日（月）から平成28年8月19日（金）

（土曜日及び日曜日を除く。）

※ 資格審査結果の結果、欠格要件に該当しないとの通知があった場合のみ、指定審査申請が可能です。

(3) 受付時間

午前9時00分から午後5時00分まで。

（午後0時00分から午後1時00分までを除く。）

(4) 受付場所

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県土木建築局港湾振興課（港営グループ）

電話 082-513-4019

(5) 提出方法

受付場所に申請書類を持参してください。

(6) 申請書類の提出に関する留意事項

ア 費用負担

申請書類の提出に関し必要な費用は、申請者の負担となります。

イ 申請書類の取扱い

本県に提出された申請書類等は、申請者に返却しないものとします。

ただし、県が必要と認めた場合には、期間を定めて補足説明を求める場合があります。

**(7) 使用言語及び単位**

申請に関して使用する言語は日本語、単位は、本申請要項で特に規定するもののほか計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は日本円、時刻は日本標準時を使用することとします。

**(8) その他**

この申請について、1株式会社としてできる申請件数は1件のみとします。

すでに申請を行った株式会社は、その申請を取り下げない限り、別の申請については受理しません。

**6 申請により県が入手した情報に関する取扱い**

この申請により県が入手した情報については、申請の審査に係る目的以外に使用しません。広島県情報公開条例（平成13年条例第5号）及び広島県個人情報保護条例（平成16年条例第53号）の適用を受けることになります。

## 第4章 港湾運営会社として指定する候補者の審査に関する事項

### 1 審査部会の設置

港湾運営会社として指定する候補者（以下「運営会社候補者」という。）の審査のために、広島港地方港湾審議会に学識経験者等で構成する審査部会（以下、「審査部会」という。）を設置し、別に定める審査基準により、次の項目を審査します。

審査部会において、申請者の申請が適当と認められた場合には、港湾運営会社として指定するための手続きを実施し、不適当と認められた場合には、港湾運営会社として指定するための手続きを行いません。

#### 【審査部会構成】

区 分	人数
学識経験者	3名
港湾関係者	1名

### 2 審査の基本的な考え方

法第43条の11に規定する港湾運営会社制度の目的を達成するため、第2章及び第3章で記載した事項等について審査します。

### 3 審査基準等

別紙「広島港港湾運営会社審査基準」による。

### 4 港湾運営会社候補者の審査

- (1) 申請内容が不十分（欠格要件に該当，申請書類不備等）と認められる場合は，失格とします。
- (2) 審査部会において，申請者によるプレゼンテーションを実施します。実施時期等詳細については，後日，申請者に通知します。
- (3) 申請内容が，審査部会で適当と認められた場合に候補者として選定します。

### 5 審査部会による審査結果

審査結果については，港湾運営会社候補者に対し書面により平成28年10月頃に通知を行うとともに県ホームページで公表します。

## 第5章 港湾運営会社の指定に関する事項

### 1 申請内容の縦覧について

申請があった場合は、その申請の内容を法第43条の11第8項の規定により、次のとおり縦覧します。

#### (1) 申請書の縦覧

次の場所で縦覧を行います。

縦覧場所：広島市中区基町10番52号 広島県庁北館2階  
土木建築局港湾振興課 事務室内

#### (2) 意見書の提出

縦覧した申請の内容について、利害関係を有する者は、意見書の提出を行うことができます。

なお、意見書の提出方法等については、別に公告します。

#### (3) 意見書の取扱

提出された意見書は、意見者名を非公表とした上で、申請を行った者へ意見の内容を通知するとともに、審査における参考資料等とします。

また、意見書の処理の経過は、港湾運営会社の指定時に公示します。

### 2 港湾運営会社への指定

国土交通大臣の同意を得た後、県は港湾運営会社候補者を港湾運営会社に指定します。

## 第6章 契約に関する事項

### 1 契約の手続き

法第55条の規定による行政財産の貸付に関する事項は、港湾運営会社が指定申請時に作成した運営計画の内容に基づき、県との間で港湾施設貸付契約（以下「貸付契約」という。）により取り決めます。

なお、申請要項及び貸付契約書の内容に齟齬が生じている場合は、貸付契約書を優先させることとなります。

### 2 貸付契約締結後の事業の遂行

港湾運営会社は貸付契約締結後、申請された運営計画及び貸付契約に基づいて埠頭群の運営を実施することになります。

この貸付契約の期間内に港湾運営会社の責によって運営計画及び貸付契約を履行できなかった場合については、貸付契約書で定める違約金を県に支払うこととなります。



## 第7章 埠頭群の運営に関する事項

### 1 港湾運営会社による埠頭群の運営

港湾運営会社は、申請された運営計画、貸付契約書の他、埠頭群の運営に関する法令、条例、規則等を遵守し、善良な管理者の注意義務をもって、誠実に埠頭群の運営を行ってください。埠頭群の運営については、次により実施してください。

港湾運営会社が行う主な業務

- ① 広島港港湾管理者から貸付を受ける行政財産の運営、維持管理（但し、下記3（3）に掲げる大規模修繕・改良は除く）及び更新
- ② 行政財産以外の港湾施設（管理棟、荷役機械等）の所有、維持管理、整備及び賃貸業務
- ※ 行政財産以外の港湾施設については、各所有者からの借受等を行う必要があります。
- ③ 上記①及び②に係る施設利用料・賃貸借料等の設定、徴収
- ④ 荷主、船社等に対するポートセールス
- ⑤ 「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」（平成16年法律第31号）に基づく業務の実施
- ⑥ その他港湾運営会社が自らの責任と判断において実施する事業

### 2 港湾運営会社による施設等の整備に関する事項

#### （1）整備費用の取扱い

港湾運営会社が自ら施設を整備する場合、当該施設の整備費及び事業期間中の改修費、維持管理費、運営経費、撤去費等一切の費用は、港湾運営会社の負担となります。

なお、整備費用については、貸付の基準を満たす施設であれば、法第55条の9に規定する無利子資金の貸付制度がありますので、借受けようとする場合は、あらかじめ協議してください。

#### （2）港湾運営会社が整備した施設の取扱い

港湾運営会社が自ら整備した不動産施設については、公共埠頭を構成する施設に附帯する施設であることを鑑み、県の承諾を受けた場合を除き、抵当権及び譲渡・担保を設定することは出来ないこととするほか、公共埠頭としての目的を逸脱した取扱いは出来ないこととし、原則として、契約期間終了時に撤去していただきます。

また、港湾運営会社が自ら整備した不動産施設以外の施設について、抵当権及び譲渡・担保を設定する場合は、県に報告することとします。

なお、取扱いの詳細については、貸付契約書において取り決めます。

### 3 埠頭群の管理・運営に関する事項

#### （1）利用者の取扱い

港湾運営会社は、施設の使用に関し、施設利用者に対して埠頭群の運営の目的に反する利用をさせてはならないほか、特定の利用者に対して不当な差別的取り扱いをしないこととします。

#### （2）責任の分担

埠頭群の運営に係る業務に起因する損害等の責任は、港湾運営会社が負うものとします。

#### （3）維持管理・運営の負担区分

県から港湾運営会社に貸し付ける施設における性能に係る大規模な修繕・改良については、原則として県が負担し、それ以外の維持管理計画等に基づく維持管理及び運営上発生する一切の費用については、港湾運営会社が負担することになります。

また、埠頭群の運営に伴い生じる電気、水道等の料金は、港湾運営会社の負担となります。ただし、埠頭保安設備の維持管理費用は、県において負担します。

#### （4）運営期間の満了に伴う取扱い

運営計画で定める運営期間の満了後、港湾運営会社は、原則として自ら整備したものに限

り、自己の責任と費用により、速やかに原形復旧することとします。

#### (5) 運営状況の報告義務

港湾運営会社は、埠頭群の運営期間中、取扱貨物量や施設の使用状況及び財務状況について、その実績等を適宜、県に報告することとします。

報告内容や時期等については、貸付契約書において取り決めることとします。

#### (6) 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に関する事項

港湾運営会社は、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」(平成16年法律第31号)に基づく重要国際埠頭施設の管理者(広島県)と連携し、当該施設の保安の確保のために必要な措置を定め、埠頭群の運営を行っていただくこととなります。

#### (7) 指定保税地域に関する事項

埠頭群のうち、出島CTは、関税法第37条に規定する指定保税地域の指定を受けていません。

### 4 災害発生時等の取扱い

#### (1) 自然災害、テロ等における復旧工事

暴風雨、高潮、地震、津波、騒乱、暴動、戦争、テロ行為等の災害(以下「災害」という。)が発生したときは、原則として、県において貸付施設の復旧工事を実施しますが、港湾運営会社が対応可能な軽微な修繕工事については、実施していただくこととします。

ただし、埠頭群を早急に運営させるため、港湾運営会社は県と協議の上、復旧工事を実施することもできます。

なお、港湾運営会社が災害の防止に必要な措置を怠ったと認められるときは、復旧工事に要した費用を請求する場合があります。

#### (2) 自然災害、テロ等における減収

災害により、埠頭を利用することが出来なかったことにより生じた港湾運営会社の減収に対する補填は、原則として行いません。

ただし、災害が大規模と認められ、埠頭群の運営に影響が認められる場合については、貸付料の納付額について、県と協議することができるものとします。

#### (3) 災害発生時の対応

港湾運営会社は、大規模地震発生時等の災害時には、県と連携しつつ、緊急物資等を輸送するための埠頭の利用調整など、大規模災害への対応に協力しなければなりません。

### 5 港湾労働者の良好な労働環境の整備

港湾運営会社は、港湾の秩序の確立に混乱を生じさせることがないように努めるとともに、港湾労働者の良好な労働環境の整備が図られるよう努めなければなりません。

### 6 暴力団の排除等

港湾運営会社は、暴力団等の排除に関し関係法令(地方公共団体が制定する条例等を含む)及び関連行政指針に沿った適正な取組を進めなければなりません。

### 7 埠頭群の運営に係る解釈について疑義が生じた場合の措置

#### (1) 係争事由に係る基本的な考え

運営計画及び貸付契約について疑義が生じた場合は、県と港湾運営会社は、誠意を持って協議するものとします。

#### (2) 管轄裁判所の指定

貸付契約に関する紛争については、広島地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

### 8 事業の実施が困難になった場合における措置に関する事項

埠頭群の運営の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに、次の措置を執ることとします。

**(1) 港湾運営会社の責めに帰すべき事由による場合**

ア 港湾運営会社の提供するサービスが、貸付契約に定める県の要求水準を下回る場合、その他、貸付契約で定める港湾運営会社の責めに帰すべき事由により、債務不履行又はその懸念が生じた場合、県は港湾運営会社に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めます。港湾運営会社が一定期間内に改善をすることができなかつたときは、県は、指定を取り消し、貸付契約の解除を行います。

イ 港湾運営会社が倒産し、又は港湾運営会社の財務状況が著しく悪化し、その結果、埠頭群運営事業の継続が困難と合理的に考えられる場合、県は指定を取り消し、貸付契約の解除を行います。

ウ 県が貸付契約を解除した場合、貸付契約書に定めるところに従い、施設の整備段階及び維持管理・運営段階において、原則として港湾運営会社の責任と費用により、速やかに原状復旧することとなります。

なお、この場合、港湾運営会社は、貨物への影響を最小限にとどめるよう努力し、県による管理に切り替わるまでの間、施設管理者として協力することとなります。

**(2) 県の責めに帰すべき事由による場合**

県の責めに帰する事由により、事業の継続が困難となった場合、港湾運営会社は、貸付契約を解除することができるものとします。

この場合、県は貸付契約書に定めるところに従い、港湾運営会社に生じた損害を賠償するものとします。

**(3) いずれの責めにも帰さない事由による場合**

県又は港湾運営会社のいずれの責めにも帰さない事由により、事業の継続が困難となった場合は、県と港湾運営会社は、埠頭群の運営の可否について協議を行うものとします。

**9 港湾運営会社に対する支援に関する事項**

**(1) 施設の管理・運営に関する措置**

埠頭群の運営における施設の管理・運営に関する県からの支援措置（補助金の交付や保証等）については、特に想定していません。

**(2) 施設の整備に関する措置**

埠頭群の運営における施設の整備に関する支援措置について、貸付の基準を満たす施設であれば、法第55条の9に規定する無利子資金の貸付制度がありますので、借受けようとする場合は、あらかじめ協議してください。

**(3) その他の支援措置**

港湾運営会社が埠頭群の運営を行うために、国等からの支援措置を受けることができる場合は、県はこれらの支援を港湾運営会社が受けられることが出来るよう努めることとします。

## 第8章 貸付料及び料金に関する事項

### 1 埠頭群の貸付料の予定価格

- (1) 埠頭群の貸付料の予定価格は、次のとおりです。  
平成29年度から平成31年度の貸付料合計（3年度分合計）797,000,000円  
（消費税及び地方消費税を除く。）
- (2) 申請書には、平成29年度から平成31年度までの各年度の貸付料及び各年度の貸付料の合計を記載してください。
- (3) 貸付料の合計は、797,000,000円（消費税及び地方消費税を除く。）以上でなければなりません。
- (4) 貸付料の水準の審査にあたっては、貸付料の合計額により審査することとし、(3)を満たさない場合は、失格とします。
- (5) 平成32年度以降の貸付料は、平成29年度及び平成30年度の収支実績及び平成31年度以降の収支見込を勘案したうえで設定します。
- (6) 貸付契約は、消費税及び地方消費税を加算した金額で締結します。消費税率が変更された場合には、当該消費税率に基づき貸付契約額も変更します。

### 2 港湾管理者以外の者の料金（港湾運営会社が設定する料金）

- (1) 法第45条において、港湾管理者以外の者で港湾の利用に必要な施設又は役務の提供に対し料金を徴収しようとするものは、料率を定め、港湾管理者に料率を記載した書面を提供しなければならないこととなっています。  
この書面は、審査の対象とするため、申請と同時に提出してください。